

# 富山県産業技術研究開発センター プロジェクト室の利用規程 (ものづくり研究開発センター オープンイノベーション・ハブ)

## 1 趣旨

プロジェクト室は、利用者の持込機器を含めた各種研究資源を集約し、秘密保持を徹底した産官や産学官連携によるオープンイノベーションの推進を目的としている。このプロジェクト室の効率的かつ公正な運営を図るために、必要な事項を定めるものとする。

## 2 プロジェクト室の場所

富山県産業技術研究開発センター ものづくり研究開発センター K棟1F  
(高岡市二上町 150)

## 3 プロジェクト室の仕様

|       |   |
|-------|---|
| 床面積   | ・ 100.75 m <sup>2</sup> (2室) : W7.75m×D13m×H7.3(梁下)<br>・ 91 m <sup>2</sup> (1室) : W7.0m×D13m×H7.3(梁下) |
| 電源    | 100V-75A、200V-500A  |
| 耐床荷重  | 1 ton/m <sup>2</sup>  |
| ホイスト  | 1 ton   |
| 圧力カプラ | 2箇所   |
| 上水    | 13 L/min (流し台)  |
| 排水    | 排水処理装置につながっていない為、廃薬品は持ち帰ること   |
| 入退室管理 | テンキー入力による入室   |
| エアコン  | 有   |

## 4 プロジェクト室で想定される研究テーマ

- ・ 富山県が主導する研究開発プロジェクトに関連するもの  
(アルミコンソーシアム関連研究、ナノテククラスター研究 (フォローアップ) 等)
- ・ その他、所長が特に必要と認めるもの

## 5 プロジェクト室の利用条件

- (1) 企業と富山県産業技術研究開発センターとの共同研究契約を締結した場合のみ利用できる。(賃料は徴収しない。)
- (2) 利用期間は最長1年とし、年度末を終期とする。  
ただし、複数年度の利用を希望する場合は、次項に規定する審査会で毎年度開始

前に審査を受けるものとする。

- (3) 研究に必要な機器を持ち込む場合は、次項に規定する審査会で承認を得るものとする。(持込を希望する機器は共同研究申請書に明記)
- (4) プロジェクト室の利用に伴う電気料金の実費(照明・エアコン含む。)については、共同研究企業が負担する。(共同研究契約で定める光熱費とは別に徴収する。)ただし、複数の企業が参画する研究においては、代表企業1社が電気料を負担するものとする。
- (5) プロジェクト室の利用時間は、富山県産業技術研究開発センターの開所・閉所時間に準じる。(平日の8:30~17:15)
- (6) 入退所の際は、富山県産業技術研究開発センターの共同研究担当者へ連絡するものとする。
- (7) 利用時の安全管理については、富山県産業技術研究開発センターの「安全のしおり」に従うものとする。
- (8) 共同研究企業は、契約期間が終了する日までに、プロジェクト室を原状回復し、持込機器を撤去しなければならない。なお、原状回復等に要する費用は、共同研究企業が負担するものとする。

## 6 プロジェクト室利用可否に係る審査会

富山県産業技術研究開発センターが設置する共同研究審査会において、共同研究の実施及びプロジェクト室の利用の可否を決定する。

## 附 則

この規程は、令和元年11月18日から施行する。